

<報道発表資料>

令和8年3月30日

.....
カテゴリー:お知らせ

令和7年度県内河川及び地下水における有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) の調査結果をお知らせします

埼玉県及び関係市では、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）に係る河川及び地下水の汚濁状況を監視しています。

令和7年度は、地下水に係る県内の調査地点 45 地点のうち県が所管する調査地点 30 地点を調査したところ、深谷市岡の 1 地点で指針値の超過を確認しました。この結果を受け、現在、県では原因特定に向けた調査を実施しています。

なお、河川については指針値超過はありませんでした。

● 令和7年度地下水調査結果

- 1 採水年月 令和7年8月から令和8年2月
- 2 調査地点 県実施分 30 地点

【結果】

項目	地点数	指針値 超過地点数
PFOS 及び PFOA	30	1

【指針値超過地点】 単位 (ng/L)

超過地点名	測定結果	指針値
深谷市岡	91	50

なお、深谷市の水道水は、定期的に PFOS 及び PFOA の検査を実施しており、令和2年度の測定開始以来、基準を下回っています。

● 令和7年度河川調査結果

- 1 採水年月 令和7年7月から令和8年2月
- 2 調査地点 県実施分27地点（全県調査地点数50地点）

【結果】

項目	地点数	指針値 超過地点数
PFOS 及び PFOA	27	0

※ 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）について

PFOS 及び PFOA は撥水・撥油性、熱・化学的安定性等から、泡消火薬剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤など幅広い用途で使用されてきました。

自然界で分解されにくい（難分解性）ため、環境中に蓄積されやすく（高蓄積性）、風や水などに乗って長距離を移動する（長距離移動性）という性質があります。

環境省は、PFOS と PFOA を人の健康の保護に関する要監視項目*に位置づけ、河川水及び地下水における目標値として、「指針値」を1リットルあたり50ナノグラム（50ng/L、PFOS と PFOA の合計値）と定めています。

* 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質